

島本町通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

平成28年4月

令和3年4月改正

島本町通学路等安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、この度、関係機関の連携体制を構築し、「島本町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

また、令和元年5月には、滋賀県大津市において集団で歩道を通行中の未就学児らが死傷する痛ましい交通事故が発生したため、同年9月に未就学児が日常的に集団で移動する経路（以下「園外活動箇所」という）を加えた合同点検を実施し、対策の検討を行ってきました。今後も園外活動箇所の安全確保に取り組んでいくために、令和3年4月に本プログラムを「島本町通学路等交通安全プログラム」に改正しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携し、通学路及び園外活動箇所の安全確保を図っていきます。

2 通学路等安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「島本町通学路等安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所高槻維持出張所
- ・大阪府茨木土木事務所
- ・大阪府高槻警察署
- ・島本町健康福祉部福祉推進課
- ・島本町都市創造部都市整備課
- ・島本町教育委員会事務局教育こども部教育総務課
- ・島本町教育委員会事務局教育こども部子育て支援課

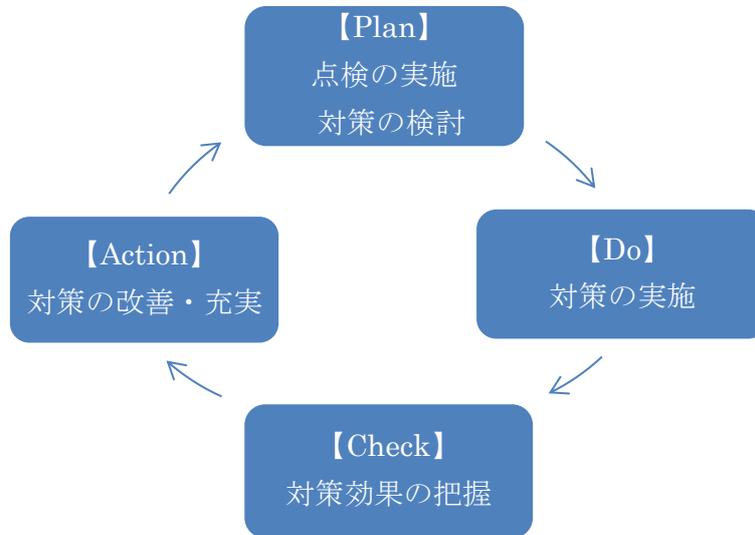
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路及び園外活動箇所の安全を確保するため、緊急合同点検後も点検を継続すると共に、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路及び園外活動箇所の安全性の向上を図っていきます。

[通学路等安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 点検方法

- ・町内の小学校等対象施設は、毎年、通学状況及び園外活動状況の確認やP T A等からの情報収集により、通学路及び園外活動箇所上の危険箇所の抽出を行ったうえで、危険箇所について町教育委員会に報告を行うこととします。
- ・町教育委員会、町道路管理者及び高槻警察署は、各小学校等対象施設から提出された危険箇所の情報を整理し、内容の把握、選別を行います。
- ・島本町通学路等安全推進会議において、効率的・効果的に点検を行うため、重点課題を設定し、必要に応じて合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小学校等対象施設に意見を求めることにより、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校等対象施設ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、小学校等対象施設ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、学校等を通じて地域に公表することとします。